

長崎労働局発表
平成29年9月28日

担当	長崎労働局 雇用環境・均等室 室長 新納 広子 雇用環境改善・均等推進指導官 石田 裕子 電話 095-801-0050
----	---

「くるみん」認定企業 長与町第一号を認定

～ 生活協同組合ララコープ（西彼杵郡長与町・小売業）～



長崎労働局（局長 小玉 剛）では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子育てにやさしい企業として

「生活協同組合ララコープ」（代表理事理事長 ^{いしはら}石原 ^{しげる}茂）を認定（9月11日付け、今年度初）し、「くるみん認定通知書交付式」を以下のとおり執り行うことといたしました。

なお、これにより、長崎県内での「くるみん」認定企業は27社、「プラチナくるみん」認定企業は1社となりました。また、長与町の企業としては初めての認定となります。

くるみん認定通知書交付式

日時 平成29年10月10日（火） 11時00分～11時30分

場所 長崎労働局 大会議室

（長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル 8階）

内容 認定通知書の交付、記念撮影、懇談等

* 認定通知書交付式は、撮影、傍聴可

* 交付式終了後、認定企業及び労働局への取材を行うことも可能です。

* 当日は、長崎労働局大会議室（8階）へ直接お越しください。

1 【次世代育成支援対策推進法（次世代法）】

日本の急激な少子化の進行に対応して、時代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された法律（平成 37 年 3 月 31 日までの時限法）です。

この法律に基づき、企業・国・地方公共団体は、各種行動計画を策定することとされています。

2 【次世代法に基づく認定（「くるみん認定」及び「プラチナくるみん認定」）】

次世代法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、3 の認定基準を満たした場合には、都道府県労働局に申請し、労働局長の認定（くるみん認定）を受けることができます。

また、くるみん認定を受けた事業主は、別途定められた認定基準を満たした場合には、都道府県労働局に申請し、労働局長の認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

3 【「くるみん認定」についての主な認定基準】（下線部は、平成 29 年 4 月 1 日以降申請分から適用される新しい基準。）

（1）～（10）のすべてを満たす必要があります。（なお、労働者数が 300 人以下の一般事業主については、（5）及び（6）に関して特例が別途設けられています。）

（1）雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。

（2）行動計画の計画期間が、2 年以上 5 年以下であること。

（3）行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。

（4）策定・変更した行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。

（5）男性の育児休業等取得について、次の 又は のいずれかを満たしていること。

計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が 7% 以上であること。

経過措置として、平成 31 年 3 月 31 日までの 2 年間の認定申請については、「男性の育児休業等を取得した者が 1 人以上」（従来の基準）の場合でも基準を満たしたものとされます。

計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者及び企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が合わせて 15% 以上であり、かつ、男性労働者で育児休業等をした者の数が 1 人以上いること。

経過措置として、行動計画の期間が平成 29 年 4 月 1 日の前後に及ぶ場合は、「男性労働者のうち育児休業等を取得した者及び企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合」を算出する際に、平成 29 年 4 月 1 日以降の期間のみで当該割合を算出することも可能とされます。

（6）計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75% 以上であること。

（7）3 歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。

（8）労働時間数について、次の 及び を満たすこと

フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月 45 時間未満であること。

月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者がいないこと。

（9）次の ～ のいずれかの措置について、成果に係る具体的な目標を定めて実施していること。

所定外労働の削減のための措置

年次有給休暇の取得の促進のための措置

短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

（10）法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

4【認定のメリット】

認定を受けると、認定マーク（愛称：くるみん）を、商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。その結果、企業イメージの向上、労働者のモチベーションアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な労働者の採用・定着が期待できます。

さらに、税制上の優遇措置（くるみん税制）や、公共調達の加点評価を受けることができます。

くるみん税制とは？

企業が、「次世代育成支援対策資産」を一般事業主行動計画に記載した上で導入し、くるみん認定、又は、プラチナくるみん認定を受けた場合に、その資産について、割増償却ができることとするものです。

なお、くるみん税制は平成 29 年度末（平成 30 年 3 月 31 日）までの措置となります。

「次世代育成支援対策資産」とは？

全事業主に認められる対象資産：事業所内保育施設（同時取得の一定の遊戯具、家具、防犯設備）、授乳コーナー、女性用休憩室、更衣室（男女別）、多目的トイレ、一定のテレワーク（在宅型）用電気通信設備

医療業、児童福祉事業、老人福祉・介護事業又は障害福祉事業を営む事業主についてのみ認められる対象資産：乗降補助装置付き自動車、車椅子一体型寝台、特殊浴槽、移動用リフト、特殊寝台、自動排泄処理装置

公共調達の加点評価を受けるとは？

各府省等が総合評価落札方式又は企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業などは加点評価されるようになりました。

公共調達における加点評価の仕組みは、各府省等において平成 28 年度に開始しています。なお、厚生労働省においては、平成 28 年 10 月 1 日に制度が開始されています。

個別の調達案件における加点評価については、各調達案件の担当にお問い合わせください。

5【新くるみんマーク】（平成 29 年 4 月 1 日以降の認定基準で認定された場合）

平成 29 年 4 月 1 日以降に認定申請し、認定された場合に付与されます。ただし、3（5）の認定基準の経過措置の適用を受けて認定された場合は、旧マークが付与されます。

なお、これまで付与された旧マークも、引き続き使用できます。



新しいマークは上部に最新の認定年を記載し、いつ認定を取得した企業が、一目でわかるようになりました。

また、星の数は、これまで認定を受けた回数を表しています。実際に付与されるマークは、認定を受けた回数に応じて星の数が変わります。



認定企業の情報

生活協同組合ララコープ

所在地 : 西彼杵郡長与町岡郷 1 4 7 4
代表者名 : 代表理事理事長 石原 茂
事業内容 : 消費生活協同組合
労働者数 : 1 1 2 1 人 (男性 4 4 7 人、女性 6 7 4 人)
認定年月日 : 平成 2 9 年 9 月 1 1 日

一般事業主行動計画に基づく取組内容

- ・計画期間 : 平成 2 7 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 9 年 3 月 3 1 日
- ・計画に定めた目標 :
 - ・ 2 0 1 7 年 3 月末までに、男性 1 人以上が育児休暇を取得します。
 - ・ 女性職員の育児休業取得率 1 0 0 % を目指します。
 - ・ 2 0 1 7 年 3 月末までに 2 0 1 3 年度の年次有給休暇の取得日数より有給休暇取得日数を向上させます。

取組状況

【女性の育児休業取得率】

1 0 0 . 0 % (計画期間中に 7 名が出産、7 名が育児休業を取得)

【男性の育児休業取得者】

1 名

【育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況】

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者を対象とした、所定外労働の免除制度及び短時間勤務制度を講じている。

【計画期間中に実施した取組】

生協内広報紙の中で行動計画の内容を周知するとともに、男性労働者で配偶者が妊娠等したことを知った場合には、上長から育児休業の取得を個別に周知・取得を勧奨した。

役職者を含むすべての労働者に対して実施した「意識調査」の結果、年次有給休暇の取得が進んでいないことを把握したため、役職者が出席する会議の中で、年次有給休暇の取得増のためには時間有休の取得を含めたさらなる取得促進が必要であることを確認し、各事業所に対し周知を指示した。(このような取組の結果、年次有給休暇の 1 人あたり平均取得日数は、2 0 1 3 年度の 6 . 9 1 日から 2 0 1 7 年度の 7 . 4 1 日に増加した。)

長崎労働局における「くるみん認定企業」一覧

くるみん認定企業

(従業員数は認定取得時)

	認定決定年月日	企業名	所在地	業種	規模	備考
1	平成23年6月1日	(株)長崎新聞社	長崎市	情報通信業	260	
2	平成25年5月14日	メルコアドバンスデバイス(株)	諫早市	製造業	350	
3	平成26年1月24日	アメック(株)	諫早市	総合ビル管理業	277	
4	平成26年1月29日	たちばな信用金庫	諫早市	金融・保険業	181	
5	平成26年5月12日	(株)佐世保玉屋	佐世保市	百貨店	222	
6	平成26年8月22日	(社福)新上五島町社会福祉協議会	新上五島町	医療・福祉業	163	
7	平成26年10月2日	(医)青藍会	諫早市	医療・福祉業	116	
8	平成26年10月16日	(株)イシマル	長崎市	卸売・小売業	163	
9	平成26年10月21日	(株)十八銀行	長崎市	金融・保険業	1,486	
10	平成26年11月10日	(有)青木運送	西海市	運送業	41	
11	平成27年2月28日	(有)優愛会	長崎市	医療・福祉業	116	
12	平成27年2月28日	(有)長崎医恵会	長崎市	医療・福祉業	67	
13	平成27年3月26日	(株)ジーエスエレテック九州	大村市	製造業	321	
14	平成27年7月13日	国立大学法人長崎大学	長崎市	教育・学習支援業	4,401	
15	平成27年10月7日	(社福)さゆり会	五島市	医療・福祉業	260	
16	平成27年11月16日	住商エアバッグ・システムズ(株)	松浦市	製造業	207	
17	平成27年11月20日	長崎県中小企業団体中央会	長崎市	経済団体	26	
18	平成28年1月22日	エムエイチアイオーシャニクス(株)	長崎市	製造業	182	2回取得
	平成28年7月22日					
19	平成28年4月20日	(有)いこい	佐世保市	医療・福祉業	69	
20	平成28年4月26日	(社福)米寿会	対馬市	医療・福祉業	105	
21	平成28年5月18日	地方独立行政法人北松中央病院	佐世保市	医療・福祉業	243	
22	平成28年6月8日	(医)祐里会姉川病院	諫早市	医療・福祉業	208	
23	平成28年7月12日	武藤建設(株)	長崎市	建設業	25	
24	平成28年8月18日	(社福)針尾福社会	佐世保市	医療・福祉業	181	
25	平成28年8月18日	(株)富永	佐世保市	卸売業	131	
26	平成29年3月8日	(医)保善会田上病院	長崎市	医療・福祉業	200	
27	平成29年9月11日	生活協同組合ララコープ	長与町	小売業	1,121	

プラチナくるみん認定企業

(従業員数は認定取得時)

	認定決定年月日	企業名	所在地	業種	規模	備考
1	平成27年8月19日	メルコアドバンスデバイス(株)	諫早市	製造業	308	